

鳥取県ブッポウソウ保護管理事業計画

．事業の目標

ブッポウソウは、ブッポウソウ科に属し、ロシア極東南部、朝鮮半島、日本、中国東部、インド、スリランカ、マレー半島、フィリピンなどアジアの熱帯から温帯にかけての地域と、ニューギニアやオーストラリアなどに分布する。

日本には夏鳥として4月下旬～5月中旬に渡来し、本州、四国、九州で繁殖するが、非常に局所的であり、山梨県身延町や宮崎県高原町のブッポウソウ繁殖地が天然記念物として指定され、保護されている。

生息地は、低山帯の針広混交林や落葉広葉樹林に生息するが、スギの古木のある社寺林で見られることが多い。

繁殖環境は、営巣に適した樹洞のある大径木の減少、生息地となっている社寺林周辺の宅地化などにより、生息条件が悪化しており、生息数も減少しており、環境省RDBでは「絶滅危惧 類」に分類されている。

県内でも大きな樹洞や営巣木としていた木製の電柱がコンクリート製となったことなどが要因となり個体数が激減したため、平成14年に「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づく特定希少野生動植物種に指定された。

本事業は、県内の繁殖地において繁殖数が激減し絶滅の危機に瀕しているという現状にかんがみ、繁殖状況の適確な把握を行うとともに、繁殖環境の改善や保護啓発の強化等を行う。また、県民との協働により大径木などの保全や里地里山の保全・再生を図り、本種が自然状態で安定的に存続できることを目標とする。

．事業の区域

県内における本種の生息（繁殖）域（過去の繁殖域を含む。）

・事業の内容

1 個体群の保全・管理

(1) モニタリング

本種の保護管理事業を適切かつ効果的に実施するため、個体数の増減の現状及び繁殖状況等の生息状況並びに生息環境等に関する調査を継続的に行うとともに、これらに関する情報の蓄積を行う。

その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、必要に応じ本種の保護に資する対策を推進する。

(2) 繁殖地の確保

本種の繁殖地における土地利用や事業活動の実施に当たっては、繁殖に必要な環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

(3) 持続的な保全・管理

繁殖地となる場所を安定的に確保する方策を検討するとともに、種としての特徴や繁殖地の役割・価値を周知して、地元住民等の協働で持続的に担える保全・管理の方策を検討する。

2 生息（繁殖）環境の保全・管理

(1) 生息（繁殖）地の保全・管理

繁殖地の営巣環境の変化が繁殖行動の妨げの要因と考えられる繁殖地については、この要因の軽減・除去を図る。また、将来的には過去の繁殖地について大木や大きな樹洞などの復活・再生の検討を行う。

(2) 生息(繁殖)地保全策の検討

ブッポウソウの存続基盤として、繁殖地である里地里山の長期安定的な土地の担保が極めて重要である。そこで、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」や関係法令等の活用した土地の保全策を検討する。

(3) 保全管理体制の整備

ブッポウソウは、絶滅のおそれのある種であるため、これまで繁殖地の公開は行われていない。今後はこのような希少種を多くの県民の周知により、県民との協働で保全管理していく体制の形成が必要であり、そのような方向の中で保全管理体制の整備が図られるよう努める。

現段階では場所を特定せずに、希少野生動植物の保護の必要性について、できるだけ多くの県民との合意形成を図ることを目指すこととし、その過程で希少種の保護管理を担う自治体、管理者、地元住民等の各主体によるネットワークの形成を推進する。

3 法的規制・位置付け等

(1) 鳥取県希少野生動植物の種の保護に関する条例関係

ブッポウソウは、個体数が著しく少なく、その分布が限られており、「鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例」により特定希少野生動植物種に指定され、その捕獲等が禁止されている。しかし、繁殖環境が悪化していることから生態系保全地域の指定については、今後の本種の生息状況の遷移を踏まえて、必要に応じて検討を行う。

(2) その他の法令関係

必要に応じて関係法令と調整を図りながら保全方策を検討する。

4 社会的支援体制の強化及び普及啓発の推進

本種の維持・生息拡大を図るには、保護管理を支える関係行政機関、関係団体及び県民等の活動・協力が必要であることから、支援体制の連携と強化が図られるように努める。

また、小中学生を対象とした巣箱作りなどを通して、今後、本種の生息状況及び保護の必要性並びに保護管理事業の実施状況等に関する普及啓発を推進し、本種の保護に関する配慮と協力を呼びかける必要がある。また、関係地域において本種についての理解を深めるための活動を行うことなどにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保護活動の展開が図られるよう推進する。

5 事業推進への連携体制

ブッポウソウの保護管理事業の実施に当たっては、地元自治体、民間団体、地元住民及び関係機関等による連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。